



JSG ニュースレター

<Tax>

2024 年度の所得税申告及び納付期限を 2025 年 6 月 30 日まで延長

アメリカの相互関税への対応

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

アメリカの相互関税政策が台湾経済に与える影響に対応するため、財政部は税務調査徴収法第 10 条の規定により、2025 年 4 月 17 日付で、2024 年度の営利事業所得税及び個人総合所得税の申告及び納付期間を延長することを[公告](#)しました。

企業及び国民の申告作業の負担や納税に係る資金圧力を軽減するため、申告・納付期間は当初の 2025 年 5 月 1 日～5 月 31 日（休日にあたるため 6 月 2 日まで順延）から、5 月 1 日～6 月 30 日まで延長されます。公告内容は、以下のとおりです。

| 項目 | 作業期間（期限） |
|----------------|--------------------------|
| 所得及び控除額資料の照会手続 | 2025 年 4 月 28 日～6 月 30 日 |

| | |
|---|---|
| 個人総合所得税電子申告時の添付資料及び証明書の提出期限 | <ol style="list-style-type: none"> 2025年7月10日までに、国税局所轄の分局・徴収所またはサービスセンターに持参または郵送して提出。 または、 2025年7月10日までに、財政部の電子申告サイトを通じてアップロードして提出。 |
| 営利事業所得税（営利事業及び教育・文化・公益・慈善機関または団体）の電子申告時の添付書類及び会計士監査証明書 | <ol style="list-style-type: none"> 2025年7月31日までに、所在地の国税局所轄の分局・徴収所・サービスセンターに持参・郵送により提出。 または、 2025年7月30日までに、財政部の電子申告システムを通じてアップロードして提出。 |
| CFC に関する会計士による監査済み財務諸表、または当該財務諸表を代替するその他の資料の提出にかかる期限延長申請 | 2025年12月31日まで提出期限を延長することができる。 |
| 営利事業所得税の解散申告・清算申告及び特殊会計年度（週決算制）に関し、規定による確定申告（解散申告、清算申告）納付期間が 2025 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの場合 | <ol style="list-style-type: none"> 申告及び納付期限は30日間延長される。 CFCに関する会計士による監査済み財務諸表、または当該財務諸表を代替するその他の資料の提出期限は、申告期限の翌日から起算して6か月間延長申請が可能。 |
| 個人総合所得税に関する各期の還付スケジュール | 各期の還付スケジュールに変更はなく、第1回（2025年7月31日）の還付対象範囲には、2025年6月30日までの電子申告（税額試算結果についてオンライン回答または音声電話回答を含む）、及び同年5月12日までに戸籍所在地の国税局所轄分局・徴収所またはサービスセンターに対して、税額試算結果について書面回答を行った案件が含まれる。 |

勤業衆信の見解

アメリカの相互関税政策が台湾経済に与える影響に対応するため、財政部は2024年度の所得税確定申告に対してさまざまな措置を講じており、納税義務者は積極的な活用が推奨されます。ポイントは、以下のとおりです。

- 1. 営利事業所得税及び個人総合所得税の確定申告期間は、2025年5月1日から6月30日までで、すべての納税義務者に適用されます。**
- 納税義務者がアメリカの相互関税政策の影響を受け、2025年6月30日ま

で税金を完納できない場合、財政部が発表した「アメリカの相互関税政策の影響を受けた納税者の納税延期または分割納付申請に係る徴税機関審査原則」に基づき、2025年6月30日までに確定申告を行い、国税局に対し納税の延期または分割納付を申請することができます。

3. 納税者が2025年6月30日までに申告及び納税を完了するか、申請に基づき承認された延長または分割納付の期限内に納税を行った場合には、利息、延滞金、申告過怠金などの追加負担は発生しません。また、会計士による監査証明や青色申告書による営利事業所得税の申告について、法律上認められている過去10年間の繰越欠損控除優遇措置に影響はありません。
4. 営利事業が産業創新条例第10条、第10条の1及び第10条の2に基づいて投資控除を申請する場合、本来の規定では確定申告期限が申請期限とされていましたが、財政部が確定申告期限を延長したことに伴い、申請期限も同様に2025年6月30日まで延長されます。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業訳信版權所有 保留一切權利